
現代中国における 「公民運動」のポテンシャル

定まらない「公」と「私」のはざままで

阿古 智子
Ako Tomoko

はじめに

「公民運動」と言えば、多くの人々が、人種差別の解消や公民権の適用を求める運動を思い浮かべるだろうか。中国でも昨今、「公民運動」と称する運動が展開されている。近年よく取り上げられているものに、許志永らが中心となった「新公民運動」があるが、このなかで叫ばれたのは、教育を平等に受ける権利や公務員の財産公開だった⁽¹⁾。中国では、同じ国民でも、出生時に決まる地域の戸籍によって、受けられる社会保障や教育の内容が大きく異なる。そのうえ、政府や党の役人には多くの特権が与えられており、憲法が謳う公民権の平等は、現実にはほど遠いものとなっている⁽²⁾。そして、そのような国民の間の不平等を批判し、公民運動を進めようとする活動家らが逮捕され、「公民運動」という言葉さえもが禁句になり、出版や研究のテーマから外されたり、インターネット上で関連の情報が削除されたりしている。

しかし、そうした政治状況の下でも、中国の人々は積極的に自らの権利や利益を守ろうとし、それらが侵害されたときには弁済や補償を請求する。今では、「維権」(権益を守る、擁護する)という言葉が広く使われるようになってきているが、「維権運動」について、日本の中国研究では、呉茂松が詳しく分析している⁽³⁾。呉は、「維権」は言説として普遍性と社会性を帯び、地域、領域を越えて共有されつつあり、「人々の主観的意識だけでなく、社会的実践にまで影響を与え、半私的、半公的、あるいは公的領域にまで広がっている」と述べる。

維権運動が公的領域にまで広がり、やがては中国の国民が等しく政治的権利を求める公民運動に発展するポテンシャル(潜在力、可能性)をもちえているのか。本論は、近年、中国当局に弾圧されている「維権律師」(人権派弁護士)を取り上げ、彼らの考え方や、中国社会における役割および影響力を分析することを通して、この問いを考察するための材料を提示することを目標としたい。

1 問題提起

(1) 市民社会と国家の関係

公民運動、民主化運動、労働運動など、さまざまな社会運動は、複数の人間が目的を共有し、集団となって共に行動するなかで発展する。公民運動のポテンシャルを判断するには、市民社会の分析が必要不可欠である。ここではまず、公民運動に関する問題提起を行なううえで、市民社会と国家の関係について考えてみたい。なお、「市民社会」とは多義的な概念で

あるが、本論では、対等で自立した個人が、自発的な民間のネットワークを構築する基盤と捉える。

中国の市民社会に関する研究を包括的にレビューした小嶋華津子は、「市民社会の自律性を過大視する傾向は是正される方向にあるが、自律的な市民社会の発展をもって民主化への胎動とする近代化論的発想は、依然として多くの研究者のなかに根付いているように思われる」と述べる⁽⁴⁾。民主化の推進力として自律的な「市民社会」の萌芽を見出そうとする研究者がいる一方で、一党支配体制における限界を指摘し慎重な見方を提示する研究者は、「疑似国家コーポラティズム」、「社会主義コーポラティズム」、「国家主導型市民社会」などの概念を提示した。コーポラティズムとは、国家と社会集団の相互協調をベースとする共同体の概念のひとつであるが、国家的要素が強い「国家コーポラティズム」から、民間の影響力が強い「社会コーポラティズム」への移行についても、一党独裁体制が崩れてはじめて実現するという見解が示されている。

これとは逆に、市民社会の活性化が共産党のガバナンスを強化するという見方もある。小嶋はこれについて、①階層による市民社会の断裂と保守化する富裕層に関する研究、②国家権力と市民社会の「良性の相互作用」をみる研究、に分類している。①は、グラムシ主義やネオ・マルクス主義に通底する考え方であり、癒着し合う企業家と官僚の特権階層が社会の主流を占有し、労働者や農民は周辺に追いやられるという構造の下で、市民社会が分裂していることを示す。②は、欧米の非政府組織（NGO）や社会関係資本の理論を参考に、中国社会の進むべき道を検討しようという学者らによる研究である。市民社会が活性化するなかで共産党のガバナンスが改良されていく。

「国家による市民社会への弾圧と人々の抵抗」という構図では、現代中国の多様な現象を十分に説明できないという認識をもち、小嶋自身、辻中豊、李景鵬と共に15カ国の市民社会の調査を行なっている。同調査において小嶋らは、市民社会を「政府でも、企業でも、家族でもない領域」「国家でも、市場でも、親密圏でもない領域」と捉え、国家と団体の間には統制とも対抗とも言えない共棲関係が形成されていることを浮かび上がらせた⁽⁵⁾。さらに小嶋は、中国の伝統的な強い家族＝宗族（父系血縁集団）への価値意識は「自律的な個人」を許容せず、政治の民主化や市場の自由化を阻むという側面があるが、血族関係集団や宗教組織をベースとするインフォーマルな共同体をもつ地域において、公共財の提供における政府のパフォーマンスがよいといった研究結果もあると指摘している。

(2) 中国社会の断裂の構図

小嶋による中国の市民社会に関する先行研究の整理は明快であるが、①市民社会の断裂、②国家権力と市民社会の関係については、より細分化した議論を行なうことで、中国社会が抱える問題について核心を衝く視座を示すことができると筆者は考える。そもそも、深刻な断裂が見出される中国社会において、「市民社会」は未成熟だという議論もあり、ここではまず、中国社会の各層が変革に向けて目標を共有できず、相互に対立したり、あるいは関与を避けたりする状況について、(1)知識人と大衆の断裂、(2)知識人内部の断裂、(3)インターネット時代の言論空間の多様化・複雑化がもたらした断裂、(4)政府による意図的な攪乱、の

4つの側面から考えてみたい。

中国社会の4つの側面の断裂のうち(1)の知識人と大衆の間の溝は、経済や教育水準の格差に関連して生じている部分もあるだろうし、ほかにも原因があるだろう。伝統的に士大夫(血縁に基づかず、教育に基づく人材抜擢〔科挙など〕によって形成される知識階層など)の文化を形成してきた中国において、官僚や文人と庶民との間の交流は限られていたが、現在も、相互理解や共通言語に乏しく、日頃アクセスするメディアや意見表出の内容・方法が異なり、実質的な連携は少ないとみてよいだろう。特に、高等教育を受けている者と受けていない者、都市と農村の間の断裂は大きい。維権運動の協力や連携は確認できるが、個別の問題への対応が中心であり、普遍的な「公民の権利」を目指すという意味での連携の広がりや深さは観察できない。その理由は次項であらためて述べる。

(2)の知識人内部の分裂であるが、近年の中国における思想界の多様化および複雑化については数多くの研究があり、なかでも左(保守)と右(リベラル)の対立はますます先鋭になっている⁽⁶⁾。コロンビア大学客員研究員などを務める李偉東は、リベラル派でさえも「左派」「中間派」「右派」という3つの異なる立場に分かれると指摘している⁽⁷⁾。当然ながら、異なる思想的志向をもつ知識人たちが望ましいと考える国家および社会の発展の方向は、大きく異なる。

(3)は、インターネットによって言論空間が飛躍的に多様化し、情報伝達が超スピード化するという今日的な状況から生じる断裂である。インターネットで自由に発信できるようになるまで、ほとんど自分の考えを表に出さなかった一般の人たちもが、積極的にブログを書いたり、コメントを投稿したりするようになった。インターネット利用の登録は実名によるとはいえ、ハンドルネームを使って投稿することが多く、その気軽さ故もあるのか、極端で感情的な意見が多くなりやすい。こうした現象は世界的にみられるが、中国においては、世論を味方につけたい政府が、偏りの激しい情報伝達や検閲を行ない、協力者に少額の謝礼を払って政府側に立つ書き込みをさせ、デマや噂が事実と捉えられる一方で、真実が容易には信じてもらえないというような事態が生じている⁽⁸⁾。

最後に、(4)は価値観や目標を共有していた人たちやグループが、当局による弾圧、介入、妨害の直接・間接的な影響を受けて断裂している。弁護士、ジャーナリスト、学者などにあからさまな方法で圧力がかけられ、行動を制限されたり、拘束、逮捕されたりした人たちは物理的に活動が続けられなくなる⁽⁹⁾。当局は彼らに資金援助をしていた企業家を拘束したり、メンバー同士が相互不信に陥るような情報を流したりする場合もある。そのうち、「自分たちは弾圧の対象にはなりたくない」と、他の人たちも自己規制を行なうようになる。一部メンバーを裏で買収し、情報提供させたり、当局の関係者が活動家のふりをして、デモや抗議活動に潜り込んだりすることもある。これについては、確実な証拠をつかむことは難しいが、筆者の周りでは「この人物は当局のバックがある」といった話を聞くことが、最近とみに多くなった。事実が確実に認定できなくとも、疑いの目を向け、疑わしい組織や人物とは距離をおくという風潮が広がっている。

(3) 「私」の伸縮幅が大きい国家と社会

激しく断裂した中国社会において問題となっているのは、社会内部においても、国家に対

しても、信用を築くことができず、相互不信が高まるという現象である。筆者は『チャイナ・リスク』における論考で、近年の環境問題をめぐる大規模な抗議活動において、社会の安定を重視する党・政府が、法を無視して早期に収束させようとし、一部の活動参加者も公共の利害を顧みず、もっぱら自らの利益を最大化するために行動するという側面に焦点を当てた⁽¹⁰⁾。前出の呉茂松も、権利を主張する人たちのなかには「大きく騒ぐことで上級部門の関心を引く」という投機的な心理があり、他人が支払う代価によって自分も得しようとするフリーライダーの行為について言及している⁽¹¹⁾。

このような集団内部や集団間の不協和音は、法の支配、民主主義を広めるための経済的・社会的基盤が弱い環境で起こりやすい。中国社会は依然として「私」の要素の影響を強く受けており、普遍的な価値観に沿って「公」や「公共」の領域を確立し、目標を共有することが難しく、そのため、市民社会が成熟せず、公民運動も発展しないという側面があるのだと言える。先述のとおり、中国の社会保障制度は国レベルで統一されておらず、地域格差が大きい。このような環境にいれば、既得権益層も社会的弱者も、共に自分の利益や権利を守るのに必死になり、自らが果たすべき義務や社会的責任について認識を高めようとはしないだろう。それだけでなく、制度に依存するだけでは自分の権利や利益を守ることができず、暴力や超法規的な手段に訴えるかもしれない。

梶谷懐は、中国では「農民」が市民層、中間層に吸収されず、社会の多数派として存在し、国家や統治の在り方に影響を与え続けているという点で、西欧諸国や日本などとは著しい対照をなすと指摘する⁽¹²⁾。そして、溝口雄三の説明を借り、「農民」が「生民」（生存を天に依拠する民。国家や官僚システムとは無関係のところ生まれ死ぬ人々）であり、伝統中国の「少数者の専制＝私」に対して「多数者の利益＝公」をよきものとみなす均分思想（天の公理に基づいて土地・家屋が均分されている、よく治まった社会を理想とする思想）の影響で、現在も多数派として存在する「生民」の反日デモや群体性事件における行動や発言に、そうしたメンタリティーが色濃く現われていると述べる⁽¹³⁾。

多数者の「生民」の生存権の要求を実現すればよいのか、それとも、国家にアカウントビリティを果たさせる政治的権利の「平等化」を伴うべきなのか。知識人たちは激しい論争を繰り返している。しかし、後者を主張する知識人においても、自らの行動の側面において、一歩踏み出す者がどれだけいるだろうか。梶谷の言う、「権力と民衆の『共犯関係』」に陥っているのは生民だけではないだろう。社会全体に相互不信と腐敗が広がるなかで、いったいどれだけの人が精神的・物理的に安定して思考し、行動することができるのだろうか。

国家と社会との間に、対抗関係のみならず協力関係や相互補強関係もあるというのは、中国だけでなく、いわゆる民主主義国家においても同じことである。制度面における民主化を果たしていても、活動家などへの弾圧を続けている国家もあるし、逆に、権威主義的なシステムを有していても、実際には柔軟な運用が行なわれていることもある。中国共産党が、制度的な適応と政策的な調整によって「強韌性」を高めているとする研究もあり、共産党と市民社会が協議を通してコンセンサスを形成する「協議型権威主義」といった概念を提示する研究者もいる⁽¹⁴⁾。制度や法がどう構築されているかというだけでなく、その執行の状況にも

目を配る必要があるのは言うまでもない。

では、どのような政治体制でも問題の本質は変わらないというのか。筆者は現代中国を特徴づけるのは、これまで述べてきた複合的な社会の断裂に加えて、国家と社会の双方において、人間関係の形成が伸縮幅の大きい「私」に影響を受けることだと考える。

キリスト教文化の影響を受ける欧米諸国のコミュニティが親族集団を中心とする縁故主義から離れていったのに対し、伝統中国では家族や宗族を中心とするネットワークが機能し続けた。人類学者の費孝通が「差序格局」という概念で表わした伝統中国の関係ネットワークは、「己」を中心とする関係が同心円状に広がるというもので、「己」が他者を序列化・差異化する基準は普遍性をもたない。「己」と家族や親族との関係も伸縮自在であり、費孝通は「己」を西洋の個人主義と区別し、「自我主義」と規定している。このような「己」を中心とする関係においては、「公」も「私」も相対的になる。つまり、その時々「己」と利害対象者との関係によって、「公」と「私」の領域が決まる。

権威主義的な政治体制とこのような伸縮性のある関係ネットワークの下で行なわれる統治は、「人治」や「徳治」の色合いが濃くなる。「法治」は、法の支配 (rule of law) より「法による統治」 (rule by law) が前面に出てしまう。筆者は、「公」と「私」の曖昧さや人治の問題は、三権分立の制度を構築した国においてもみられるが、権力を監視し、制御するシステムが不完全であるという点において、中国は非常に突出しているというふうに捉えたい。

民主制度と立憲制度が機能していれば、「公」は揺るぎなく、「私」の範囲は適切に制限されるはずだ。市民社会を成熟させ、公民運動を進める条件として、「公」と「私」の範囲が不規則に変化することは好ましくないはずであり、国家の統治構造を強化するという意味においても、社会変革の目標を共有するという意味においても、大きな制約を課している。

2 人権派弁護士の闘いと分裂

習近平政権は「反腐敗」の旗印を掲げ、「法治」の推進を強調している。その一方で、大量の弁護士を取り調べ、拘束・逮捕してきた。こうした習近平の相矛盾するやり方は、まさに「私」の領域に縛られているからではないだろうか。汚職幹部の取り調べや処罰の決定は、司法ではなく、党の規律検査部門がイニシアティブをとっている。このようなやり方では、政権内で力をもつ者が、恣意的に取り調べの対象を選んでいるという可能性を排除できない。

統治を優先させ、法の支配をないがしろにする共産党の手法を真正面から批判する人権派弁護士は、習近平政権が最も憎む相手に違いない。近年、弁護士への弾圧は激しさを増しており、2015年は7月から9月までの間に、事情聴取されたり、拘束されたりした弁護士や関係者の数は300人以上に上っている⁽¹⁵⁾。

本節では、2014年5月に拘束され、2015年12月に懲役3年（執行猶予）の判決を受けた著名な人権派弁護士の浦志強と、2015年7月以降の一斉検挙で拘束されている弁護士やその支援者に焦点を当て、彼らが拘束・逮捕された経緯や、弁護士としてどのような活動をしてきたのかを紹介する。弁護士たちはそれぞれの考え方と方法で権力と闘っており、互いに協力することも、対立することもある。そうした弁護士の活動の特徴を分析することを通して、中

国における公民運動の可能性と限界を論じていく。

(1) 浦志強逮捕の衝撃

ここ数年の弁護士への弾圧はこれまでにないほどの厳しさだという意見が方々から聞かれる。特に2014年5月、人権派弁護士のなかでもカリスマ的な存在である浦志強が逮捕された時には、関係者の間に大きな衝撃が走った。浦は天安門事件を振り返る内輪の集会に参加した後、騒動挑発罪の容疑で当局に拘束された。同じように集会に参加し、拘束された元社会科学院研究員の徐友漁、北京映画学院教授の郝建、活動家でキリスト教徒の胡石根、作家の劉荻は釈放されたが、浦は6月13日に騒動挑発罪および個人情報をも不正に取得した罪の容疑で正式に逮捕された。その後、北京市公安局は、騒動挑発罪、民族の差別や恨みを煽った罪、国家分裂煽動罪、個人情報をも不正に取得した罪の容疑で、浦を検察に送致した。

浦は一貫して「言論の自由」の不当な侵害と考えられる事例に着目し、記者、作家、芸術家、一般市民の弁護を引き受けてきた。2004年、発禁処分となった『中国農民調査』に登場する安徽省阜陽市の党書記に名誉毀損で訴えられた作家の陳桂棣と春桃、北京文学雑誌社の編集委員、肖夏林（原告はベストセラー『文化苦旅』で有名な作家の余秋雨）、収賄罪で服役した元『南方都市報』副編集長の喻華峰などの被告弁護人を務めた。芸術家、艾未未が自身に課された巨額追徴課税の決定を不服とする行政訴訟を起こした際には訴訟代理人を務めた⁽¹⁶⁾。

2013年には、米『フォーリンポリシー』誌「世界を率いる100人の思想家」や、『中国新聞週刊』や『人物』といった国内の雑誌の「今年の人物」に選ばれ、これまで以上に注目されたが、それは、毛沢東時代の1957年から続き、人権侵害の象徴として批判された労働教養制度の廃止に尽力したことなどが評価されたのだろう。労働教養制度は、司法手続きなしに、最長で4年間拘束し、矯正目的で労働を強要する制度で、麻薬取引や売春のほか、陳情や反体制的な言論活動に従事する者に適用されてきたが、中国政府は2013年11月の共産党第18回中央委員会第3回全体会議（3中全会）で廃止を決定した。

労働教養制度の廃止によって、中国政府が司法改革に向けて大きく舵を取ったという希望の観測が流れ始めた2013年、浦は「双規」（汚職等の規律違反に対して党の規律検査委員会が指定した場所と時間に出頭を求めて取り調べること⁽¹⁷⁾）の撤廃を訴え、拷問を受けて亡くなったとみられる地方の党員の訴訟や調査にも積極的にかかわった。そんななか、突如、浦が逮捕されたのはどのような背景があるのだろうか。浦が参加した天安門事件に関する内輪の集会で彼は主催者でもなく、発言もほとんどしていなかった。

(2) 弁護方針をめぐる対立

浦の最初の弁護人であった張思之は、中国で最もベテランの人権派弁護士として、多くの弁護士や法学者に尊敬されている。張は中国人民大学の「モスクワ大学法律学部主要課程」を修了し、1956年に命を受けて北京市第三法律顧問処を組織したが、1年後には北京の法曹界で最初の右派分子に認定され、その後15年間、労働改造所で暮らした。1979年の名誉回復で弁護士としての活動を再開し、1980—81年には四人組の裁判で弁護団長を務めた。趙紫陽元総書記秘書の鮑彤⁽¹⁸⁾やジャーナリストの高瑜⁽¹⁹⁾の弁護人も務めた。張を取材したライター通信は、浦が米国の元駐中国大使のゲイリー・ロックらと面会したことや、毛沢東の孫で

あり中国人民解放軍少将の毛新宇に関するインターネットへの書き込み、日本をたびたび訪問したことについて取り調べを受けていると伝えた⁽²⁰⁾。

張は浦の案件が政治的に高次元のケースとして取り扱われていると認識し、起訴時にさらに罪が加えられるなどし、重い判決が下されるのではないかと悲観的に捉えていた。「低調」に弁護活動を行なうことが浦に有利に働くと考え、浦と接見しても、浦が話したことをほとんど外部に伝えず、メディアの取材への対応も最低限に抑えた。強く出過ぎることで、当局を刺激し、罪が重くなることを懸念してのことだった。

浦の弁護については当初、浦の妻の委託を受け、上海の斯偉江弁護士が担当するという話も出ていた。斯は知的財産権訴訟などを専門としながら、社会的に注目されている刑事訴訟なども担当していた。浦とは労働教養制度関係の訴訟などを共に手がけた。しかし、高齢で広く尊敬されているベテランの張を差し置いて、斯が前に立つことに対して、各方面から反対の声が上がった。特に、斯が張のように「低調」にではなく、「高調」(派手に)に弁護を進めようとしていると批判する声もあった⁽²¹⁾。

結局、斯が浦の代理人を務めることはなかったが、のちに、斯は筆者に、「張が浦の弁護士を務めることに異存はない」と話していた⁽²²⁾。もちろん斯としては、中国の司法制度が政治に翻弄されることに不満を抱いており、弁護士として、法手続きが厳密に行なわれていないと判断したならば、その実態を明らかにし、正面から闘うべきだという思いがあるだろう。その後、張は持病の悪化で、浦の弁護人をおりたのだが、斯が浦の弁護人を務めることはなかった。張に代わって弁護人を務めたのは、ノーベル平和賞受賞者で服役中の劉暁波の弁護人も務めた莫少平と、莫少平の事務所に務める向宝軍だった。

2015年5月15日、検察当局は送検時の4つの容疑を騒動挑発罪、民族の差別や恨みを煽った罪の2つに減らして浦を起訴した。インターネット上の書き込みが犯罪にあたりとみなされた。浦は、中国政府が史実をねじ曲げたプロパガンダで国民の思想に影響を与えることにも、批判を展開していた。例えば、殉職した貧農出身の兵士で、毛沢東時代から「雷鋒に学ぶ」キャンペーンでまつりあげられてきた模範兵・雷鋒をめぐる話には、多くの虚偽の情報があることや、チベット自治区や新疆ウイグル自治区の少数民族政策に問題があることを指摘した。ナショナリズムや党のイデオロギーで統治を強化しようとしても国民を幸せにできないだろうと、微博(中国版ツイッター)で皮肉を込めた投稿を流した⁽²³⁾。

この程度の書き込みを行なったぐらいで、司法は浦を「国家の分裂を煽動した」「民族の差別や恨みを煽った」と捉え、罪を確定することができるのかと、関係者の間では疑問の声が広がった。しかし、浦の裁判が開かれることが決まった2015年の12月初め前後に、浦をサポートしようという多くの人たちが、微博や微信(中国版LINE)などのソーシャルメディアで一斉にコメントや文章を投稿・転載するまでは、インターネット上の浦に関する発信はそれほど多くはなかった。これは、「低調に」という弁護方針に合わせようとした支援者がいる一方で、「浦も浦の弁護士も闘う意欲をなくしたのか」と失望した人たちが、「もうなす術がないのか」と諦めた人たちがいたからではないだろうか。

2015年12月14日、北京市第二中級人民法院にて、浦の初公判が開かれた。陳情者や浦に

弁護してもらった人たちが裁判所周辺に集まり、欧米の大使館員が抗議の声明を読み上げる周辺で、その倍以上もの数の警官が警備に当たるといった厳戒体制がとられていた。そして同月22日、懲役3年、執行猶予3年の判決が言い渡された。この判決については、「国内外のメディア、外国政府、国際NGO、国内外の支援者の圧力によって比較的寛大な判断が示された」という見方がある一方で、「インターネット上の投稿だけで有罪にするなんて受け入れがたい」と反感を示す見方も少なくなかった。

(3) 「死磕派弁護士」(死んでもあきらめない弁護士)

2015年7月以降、一斉に取り調べを受け、拘束された弁護士たちの支援活動を熱心に行っている弁護士たちは、浦志強裁判の判決に不満をもっている。筆者が2016年1月に話を聞いた唐吉田と江天勇も、そのように話した。唐吉田は吉林省延吉で検察官を務めた後、弁護士に転身し、土地の強制収用被害者、法輪功信者など、弱者の権益保護に関する訴訟などを数多く手がけてきた。2010年に、弁護士資格を取り上げられ、2011年2月には、中国政府が「ジャスミン革命」への警戒を続けるなか、突如拘束され、ひどい拷問を受けた。2014年3月にも、黒竜江省で市民を非合法に監禁する「闇監獄」を告発するため現地を訪れたところ、公安当局に拘束された。江天勇は山西省レンガ工場強制労働事件の被害者、法輪功信者、チベットの僧侶、肝炎・エイズ感染者、四川大地震の被害者などの権利擁護に奔走してきた。2009年以降、弁護士資格を更新できておらず、2011年2—4月と2014年3月に拘束され、拷問を受けている。

唐や江らは、弁護士資格を剥奪され、また更新できない状況に追い込まれ、拷問を受けるという経験をしているにもかかわらず、法律を武器に権力と正面から立ち向かう姿勢を崩していない。中国で近年よく使われるようになった「死磕派弁護士」(死んでもあきらめない弁護士)という言葉が、彼らにはピッタリ当てはまる。彼らは、「(浦が)有罪判決を受け入れ、上訴しなかったことは、弁護士界全体に悪影響を及ぼしている」「浦は国内外のメディアや組織から釈放を求める声援を得られて、恵まれている。他の恵まれない、弾圧されている弁護士たちを支援する声を、中国の国内外において高めていくべきだ」と筆者に述べた。

2015年7月から2016年1月までの間に、30人以上が刑事拘留あるいは逮捕され、「指定居所監視居住」と呼ばれる公判前拘束措置によって拘束されている⁽²⁴⁾。中国の法律では、国家の安全や安定に危害を加える可能性がある場合は、家族にも居場所を伝えることなく、最大6ヵ月、秘密裏に容疑者を拘束することができる。2016年1月22日時点で刑事拘留、逮捕、指定居所監視居住の扱いを受けているのは、第1表の人たちである。家族は、「国家政権転覆

第1表 刑事拘留／逮捕／指定居所監視居住(2016年1月22日現在)

〈弁護士〉
周世鋒、王宇、王全璋、劉四新、包龍軍(司法修習申請中、王宇の夫)、李妹雲(司法修習生)、謝陽、謝遠東(司法修習生)、謝燕益、李和平、李春富、張凱
〈弁護士助手〉
趙威(ペンネーム：考拉)、高月
〈弁護士事務所関係者〉
吳淦(ペンネーム：屠夫)

罪」「国家政権転覆煽動罪」「証拠隠滅」などの逮捕通知書を受け取っている。

このうち、李和平弁護士は、渡米した盲目の人権活動家、陳光誠を支援するなど、人権問題に積極的にかかわってきた。最近は拷問や死刑の実態を調査する活動などを行っていたが、「国家政権転覆」の容疑で逮捕された。李だけでなく、李の助手の24歳の女性、趙威まで「国家政権転覆」の容疑で逮捕されている。

このほか、拘束・逮捕された人のうち、目立つのは北京鋒鋭弁護士事務所所属する弁護士だ。主任の周世鋒をはじめ、王宇、王全璋、謝遠東、包龍軍、李妹雲らがいる。

最近中国でよくとられる手法だが、北京鋒鋭弁護士事務所所属の弁護士たちが刑事拘留された理由については、『新華社』、『人民日報』、中央テレビ（CCTV）などの国営メディアが、公安当局が公式に容疑の内容を発表する前に事細かに報じた。彼らはその数日前に連行されたばかりであり、取り調べも本格的には始まっていなかったが、あたかも犯罪者であるかのように報道された。以下、2015年7月12日の新華社の記事を引用する。

「公安部は北京などの公安機関に集中的に行動するよう指示を出し、2012年7月以降、40あまりの政治的に難しい案件を計画的に操作し、社会秩序を著しくかき乱した北京鋒鋭弁護士事務所を中心とする重大な犯罪グループを粉砕した」。

そして、弁護士が注目を集める案件の現場に度々現われ、陳情者たちと事を荒立てるのはなぜかと問いかけている。

「一連の注目を集める事件の現場に度々弁護士が現われ、事を荒立てるのはなぜか。多くの陳情者がプラカードを掲げ、共に騒ぎ立てるのはなぜか。政治的に難しい案件を担当する裁判官や役人が、度々法廷の外で誹謗され、攻撃され、人肉搜索（筆者注：インターネット上に個人情報暴露するなどし、対象者を窮地に陥れること）されるのはなぜか。一連の事件がヒートアップする背景に、しばしば、故意に波風を立てようとする集団が存在し、悪意をもって操縦しようとする意図が見え隠れするのはなぜか」⁽²⁵⁾。

王宇は「中国で最も勇敢な女性弁護士」と称されるほどパワフルな女性で、無期懲役で服役中の新疆ウイグル自治区出身の学者であるイリハムトフティ、拘留中に健康状態が悪化して死亡した活動家の曹順利、強制立ち退きに抵抗し当局者への傷害罪に問われた范木根、そして教師による性暴力事件の被害者などの弁護を担当した。7月20日、CCTVの夜のニュース番組は、王宇が法廷で「お前らはチンピラで、人でなしだ！」と大声を上げ、法廷警察（法廷内の警備を担当する警察）に食って掛かる場面を報じた。

この放送を見た人は、王宇の姿に不快感をもったかもしれない。筆者自身、「ここまでしなくてもよいのに」と感じた。しかし、彼女は自分が弁護する被告の女性が、警察による取り調べの最中に拷問された様子を伝えようとして感情が高まっていたところ、体格のがっちりした4人の警察官がその女性を押さえつけようとしたため声を荒らげたのだと、フェミニスト運動で知られる葉海燕は指摘する⁽²⁶⁾。それが事実であれば、CCTVの報道は全貌の一部だけを切り取ってクローズアップし、王宇のイメージを悪くしようとしていることになる。

2015年7月以降一斉に拘束されている弁護士たちは、街頭で市民と活動したり、事件解明

の鍵を握る情報や動画を収集して発信したりして、メディアや市民との連携に力を入れている。これは、社会的に注目が集まる問題に関して政府が十分な説明責任を果たしていないと認識し、関係者と共に戦略的に世論の関心を高めようとしているのであり、社会問題への対処や公共政策の形成、変容を促すためのアドボカシーの活動だと捉えてよいだろう。国際的にアドボカシーは幅広く実践されており、健全な社会を形成するために必要不可欠なロビー活動だが、中国では「市民を煽動し、国家や政権の転覆を企図する」活動とみなされることが少なくない。

浦志強は、このような市民動員型の弁護活動はあまりしてこなかった。顧問を務めるなど、独立系大手メディアと太いパイプをもち、彼らと連携しながら制度変革を促す可能性のある案件を選び、訴訟を仕掛けていった。労働教養制度や双規がその一例である。

つまり、弁護活動についても、弁護士が拘束されてからの闘い方についても、人権派弁護士の戦略には一定の差がある。リベラル知識人も「左派」「中間派」「右派」に分かれているように、何をどう重視するかによって、考え方に違いが生じることは当然のことである。ただ、筆者はさまざまな弁護士から話を聞くなかで複雑さを痛感するのは、大きな枠組みにおいては同じ方向に向かっているにもかかわらず、差異を強調し、双方批判し合うという側面があることである。例えば、死んでもあきらめないタイプの弁護士たちは、当局と交渉しながら妥結点を見出そうとする弁護士たちを批判し、「当局と裏でつながっているのではないか」と不信をあらわにする。同様に、後者の弁護士たちは、前者の弁護士たちが現実を考えず、理想を追い求めすぎると考える⁽²⁷⁾。

さらに、この問題において最も深刻なのは、これだけ残酷な弾圧が行なわれているにもかかわらず、国民の大半はその事実を知らないということである。それは、政府当局の情報統制や世論誘導が影響していることは言うまでもないが、それだけでなく、国民の側も、自分の利害に直結すること以外については、積極的に知ろうとはしないからである。深い断裂を抱える社会は、「私」を重視する個人や集団が中心にならざるをえないのではないだろうか。

おわりに

中国の国家と市民社会の関係に関する研究は、両者の対抗性を相対化し、協力や相互補強の関係を包括的に捉えることにより、中国の重層的な分析を可能にしてきた。しかし、このような共産党一党執政の体制において、最も優先されるのは政権の維持であり、その目標の下での政策運営には常に恣意性が伴う。そのうえ、インターネットの普及により、一般市民が気軽に声を上げるようになったため、党・政府当局の警戒度は増しており、世論誘導やプロパガンダを通じて表裏を使い分け、人心を懐柔しようとする一方で、人権派弁護士などに大鉈をふるっている。このような状況が長年継続してきたため、何が真実であるのかがわからなくなり、相互不信が増大している。

こうした状況を抜本的に変えていくには、法の支配を徹底させるための制度改革を行なうほかはない。「天理」「王法」に基づくシステムではなく、独立した、開かれた司法制度を構築するのである。権力を制御し、その濫用を極限まで防ぐことのできる仕組みである。さら

に重要なのは、国民自身が、自らだけでなく、他の国民にも及ぶ権利保障における法律の役割を認識し、制度形成のプロセスに主体的に参加することである。憲政の研究でよく知られる北京大学教授の張千帆教授は、「中国憲法の経験は（スタンフォード大学ロースクール教授の）ラリー・クレマーの『人民が積極的に憲法の制定と実施に参加しなければ、憲法が憲政に転換することは不可能である』という主張を裏付けた」と指摘している⁽²⁸⁾。

法学者や弁護士たちが、憲法や憲政をめぐる議論を熱心に進め、活動家たちのなかには、公民運動を憲政運動と捉える者もいる。許志永たちの提示する新公民運動は現憲法を基礎に漸進的な改革を目指そうとし、劉暁波らは現憲法を破棄して新たな憲法「零八憲章」を制定し、多党制や連邦制を導入するラディカルな変革を主張した。どのような改革を目指すかについての幅はあるが、人治や徳治ではなく、法の支配によって国を治めようという人たちは、政権維持を前提とした議論ではなく、権力の監視や制御を法と制度によって行なうことを主張している。だからこそ、弁護士や知識人、改革派のメディアが、まずもって現政権の弾圧の対象になるのである。

発展途上国である中国が大きく飛躍した背景には、規制に縛られすぎず、個人や企業がインセンティブを発揮したという側面や、社会保障がカバーできていない部分で地域や家族の相互扶助が力を発揮したという側面もある。だが、現在の中国社会は人治の悪い部分が噴出している。長期的に持続可能な発展を見据えるならば、本格的な政治改革が必要不可欠だろう。だが、人治に慣れてしまった社会は、そう簡単には変わらない。

ではやはり、徳治・人治の中国において、民主主義を発展させることは難しいのだろうか。近年、民主主義を支える重要な領域として、公共圏に関する議論が活発に行なわれている。グローバリゼーションが国民国家の機能と枠組みに影響を与え、公共的領域が多様なセクターが対立・協働し合う領域になり、「公共」を担う主体は政府だけでなく、地域社会や非営利セクターに拡大している。日本でも、行政＝「官」が地域社会の住民＝「民」を指導・啓発してきた「官民型社会」から、行政と私的領域の間に住民が連帯して直接地域社会を動かす社会的領域としての「共」が介在する「公・共・私型社会」への転換が叫ばれているが⁽²⁹⁾、中国の研究者らも同様の観点から、「公VS私」の二項対立の構造を超えた「公共私」、ハンナ・アレントの言う「公的領域、社会的領域、私的領域」を含む公共圏の構築を重視している⁽³⁰⁾。

公共圏は利益と道徳が争われる闘争的領域でもあると、フィリピンをフィールドに研究する日下渉は主張する。日下は、いわゆる「トクヴィルの市民社会論」ではなく、「グラムシ的市民社会論」を援用し、フィリピンの公共圏が、英語で良い統治や説明責任を叫ぶ中間層・市民圏と、土着語で助け合いや優しさ、公平なまなごしを重視する貧困層・大衆圏に道徳的に分断され、市民圏と大衆圏の双方で「彼ら」を排除すべき敵とみなしていると指摘する⁽³¹⁾。このような階層的・道徳的な分断は昨今、多くの国にみられる現象だが、これまでみてきたように、中国社会の深い断裂の構造を考えると、フィリピンや日本以上に、複雑な状態に陥っていると考えられる。

法の支配が定着せず、思想・言論が厳しく統制される社会では、社会のモラルが低下し、正直者が馬鹿をみる風潮が広がっていく。そのような環境において、新たなアイデアや社

会的に意義のある価値を創出するのは難しい。国の難局を前に、社会的責任を果たそうという国民が育たず、市民社会も発展しない。社会の矛盾が先鋭化することを恐れる政府は、使命感の強い良心的な知識人や弁護士を弾圧し続けるという悪循環を繰り返すだろう。人治の悪弊を断ち切ることができないのは、政治改革を断行できない政府側にも、その環境に浸りきっている社会の側にも問題がある。とはいえ、深淵な断裂を抱えた社会を変革するには、途方もないエネルギーと時間がかかり、その過程で背負わなければならないコストは、莫大なものになるだろう。筆者の中国の友人がこう言っていたのを思い出す。「中国の改革は、世界でも類を見ない壮大な実験だ」と。

- (1) 許志永は、「公盟」という団体のメンバーとして汚染粉ミルクの被害者や陳情者の支援活動を行ない、盲目の人権活動家、陳光誠の代理人も務めた。2010年、公盟は「公民」に名称を改め、新公民運動を開始したが、許志永は新公民運動の首謀者として2014年1月に公共秩序騒乱罪で懲役4年の実刑判決を受けた。
- (2) 阿古智子『貧者を喰らう国——中国格差社会からの警告』、新潮選書、2014年を参照。
- (3) 呉茂松『現代中国の維権運動と国家』、慶應義塾大学出版会、2014年。
- (4) 小嶋華津子「中国政治と『市民社会』」、高橋伸夫編著『現代中国政治研究ハンドブック』、慶應義塾大学出版会、2015年、141-157ページを参照。
- (5) 辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編著『現代中国の市民社会・利益団体——比較の中の中国』、木鐸社、2014年。
- (6) 一般に、左（保守）と右（リベラル）は社会主義の中国では、国際的な基準とは反対に捉える。当然、左と言っても、極左の毛沢東主義者や新自由主義経済と米国などの覇権を批判する新左派、国際主義を重視する左翼共産主義者などさまざまであり、単純な図式化は禁物である。
- (7) 李偉東・石井知章・緒方康・鈴木賢・及川淳子「座談会 中国のリベラリズムから中国政治を展望する」、石井知章・緒方康編著『中国リベラリズムの政治空間』、勉誠出版、2015年、を参照。
- (8) 金野純は、党と政府の社会統制は、「“権威主義的な党・政府による一般民衆に対する厳しい統制”と単純化して捉えることはできない」とし、メディアが地方政府関係者の悪事を暴露し、地方を監督させたり、プロバイダーに政府の検閲に協力させ、ボランティアやアルバイトに書き込みをさせたりするなど、インターネットが一般化してからの情報統制は複雑化していると指摘している。金野純「社会の統制」、高橋編著、前掲書（注4）。
- (9) 阿古智子「中国における『法治』——葛藤する人権派弁護士と市民社会の行方」、石井・緒形編著、前掲書（注7）、を参照。
- (10) 阿古智子「高まる社会的緊張——環境問題をめぐる『政治』」、川島真編著『チャイナ・リスク』、岩波書店、2015年。
- (11) 呉茂松、前掲書（注3）を参照。
- (12) 梶谷懐「『民意』のゆくえと政府のアカウントビリティ——東アジアの現状より」、石井・緒形編著、前掲書（注7）。
- (13) 溝口雄三『中国の公と私』、研文出版、1995年。
- (14) 加茂具樹がこの領域の研究を詳細に整理している。加茂具樹「政策決定と政策課程」、高橋編著、前掲書（注4）、161-185ページ。「協議型権威主義」は、ジェシカ・ティーツが提起した概念。Jessica C. Teets, “Let Many Civil Societies Bloom: The Rise of Consultative Authoritarianism in China,” *The China Quarterly*, Vol. 213 (2013), pp. 19-38.
- (15) 香港の民間団体「中国維権律師關注組」(<http://chrlawyers.hk/zh-hans>) のデータを参照。

- (16) 詳しくは、阿古智子「孤独の中で闘う人権弁護士（前編）：拘束された中国の弁護士・浦志强 歪んだ法学教育に毒されず、『言論の自由』を主張し続ける」『WEDGE Infinity』2014年5月26日〈<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/3882?page=1>〉および同後編「釈放を求める声は日本からも」2014年5月27日〈<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/3883>〉を参照。
- (17) 逮捕状をとるといった法的手続きはまったく行なわれず、建前は任意出頭だが、突然連れ去れることが大半であり、拷問や自白の強要が問題となっている。中国語に「党規国法」という言葉があるが、党の規則は国法を超越する。党規は権力闘争の手段として恣意的に利用されることもあり、ライバルを双規で陥れようという者もいる。
- (18) 武力による学生運動の鎮圧に反対した鮑彤は、天安門事件後、国家機密漏洩罪、反革命宣伝罪で実刑判決を受け、7年間服役した。
- (19) 1989年、高瑜は『経済学週報』の副編集長を務めていた。同年6月3日に逮捕されるもすぐ釈放されるが、1994年に再び逮捕され、同年11月、国家機密漏洩罪で懲役6年の判決を受けた。2014年4月に再び同罪で起訴され、2015年4月の第1審で懲役7年の判決を受けた。
- (20) “Chinese police question rights lawyer about meeting with former U.S. envoy,” Reuters, 2014年8月19日〈<http://uk.reuters.com/article/2014/08/19/uk-china-rights-idUKKBN0GJ10Q20140819>〉。
- (21) 城山英巳「中国、言論弾圧の嵐の中で高まる『激論』 人権派弁護士と共産党、攻防の行方」『WEDGE Infinity』2014年7月9日〈<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/4015?page=1>〉がこの経緯を詳しく解説している。
- (22) 筆者は2015年8月と2016年1月に上海で斯偉江と会い、話を聞いた。
- (23) 阿古、前掲論文（注10）を参照。
- (24) 前掲「中国維権律師關注組」（注15）が弁護士や関係者の状況について最新情報をアップデートしている。
- (25) 鄒偉・黄慶暢「掲開“維権”事件的黑幕——公安部指揮摧燬一個北京鋒銳律師事務所為平台，“維権”律師、推手、“訪民”相互勾連、滋事擾序的涉嫌重大犯罪团伙」『人民網』（2015年7月12日）を参照〈<http://politics.people.com.cn/n/2015/0712/c1001-27290030.html>〉。
- (26) ブロガーやフェミニストとして名を知られている葉海燕は、2013年に海南省の小学校校長が女子生徒をホテルに連れ込んで乱暴した事件に対して反対運動を展開し、行政拘留の処分などを受けた。その際、王宇弁護士が代理人を務め、彼女の弁護を担当した。彼女は微博で、王宇弁護士が法廷で感情を高ぶらせた理由を述べている〈<http://overseas.weibo.com/user/2078765641/3867007881168224>〉。
- (27) 筆者は2010年頃から継続的に弁護士たちに話を聞いているが、このような弁護士たちの考え方の違いが大きいことを痛感する。
- (28) 張千帆「中国における憲政への経路とその限界」、石井知章編著『現代中国のリベラリズム思潮——1920年代から2015年まで』、藤原書店、2015年を参照。張千帆が引用しているラリー・クレーマーの文献は、Larry D. Kramer, *The People Themselves: Popular Constitutionalism and Judicial Review*, Oxford University Press, 2004.
- (29) 富野暉一郎「自治体における公共空間」、山口定ほか編『新しい公共性——そのフロンティア』、2003年、有斐閣。
- (30) ハンナ・アレント（志水速雄訳）『人間の条件』、1994年、ちくま学芸文庫、郭于華「今天我們為什麼讀漢娜・阿倫特？」『共識網』（2014年7月2日）〈<http://guoyuhua.blog.21ccom.net/?p=32>〉。
- (31) 日下渉『反市民の政治学——フィリピンの民主主義と道徳』、法政大学出版会、2013年。